


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子	
件 名	東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例について			
	区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>第3次地方分権一括法に基づき介護保険法の一部改正が行われ、これまで厚生労働省令に規定されていた指定介護予防支援等の基準について、市町村が条例で定めるとされたため、制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 「事業者の資格」、「暴力団排除」、「職員数」、「利用者への説明及び同意」、「文書の保存」、「設備及び備品」、「記録の整備」、「基準該当」等</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年6月 第3次地方分権一括法 公布 (平成27年3月末までの経過措置あり) 平成25年6月 介護保険法一部改正 公布 (平成26年4月1日施行) 平成27年1月 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令 公布 平成27年1月 東大和市地域包括支援センター運営協議会で条例案について審議 平成27年1月 文書課において審査済 				
3. 留意事項 (問題点等)				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成27年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。